第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

A-1 次に掲げる者のうち、無線局の免許を与えられないことがある者はどれか。電波法(第5条)の規定に照らし、正しいものを下の1から

25問 2時間

	4	までのうちから一つ選べ。							
	3	電波の発射の停止の命令を受け、その停止命令の解除の日から2年を経過しない者 刑法に規定する罪を犯し懲役に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者							
A-2			マチュア無線局の予備免許中の変更につい 可の組合せを下の1から4までのうちから-		である。電波法 (第9条) の規定に照らし、 内に入れる 内に記号の 内には、同じ字句が入るものとする。				
	2 3 4	ならない。ただし ①のただし書の ①の変更は、[ならない。	、総務省令で定める軽微な事項についてに り事項について A を変更したときは、 B に変更を来すものであってはならず	よ、この限りで 遅滞なくその 、かつ、電波	ようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければでない。 の旨を総務大臣に届け出なければならない。 法第7条(申請の審査)の C に合致するものでなければ 言の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更することが				
	2	A 工事設計 工事設計 無線設備 無線設備	B 周波数、電波の型式又は空中線電力 電波の型式又は周波数 周波数、電波の型式又は空中線電力 電波の型式又は周波数		设の根本的基準 设の根本的基準				
A-3	た旨		いときは、総務大臣からどのような処分を受		長があったときは、その期限)経過後2週間以内に工事が落成しよるか。電波法(第11条)の規定に照らし、正しいものを下の				
	2	その無線局の予	工事を落成するよう指示される。 予備免許を取り消される。 色許を拒否される。 D期限の延長を申請するよう指示される。						
A-4			情による指定事項の変更について述べたもの 「の1から4までのうちから一つ選べ。	のである。電流	皮法(第19条)の規定に照らし、 内に入れるべき正し				
			午人又は電波法第8条(予備免許)の予備免 D指定を変更することができる。	許を受けた者	が A の指定の変更を申請した場合において、 B と				
	3	識別信号、電流 通信の相手方、	皮の型式、周波数、空中線電力又は運用許窄 皮の型式、周波数、空中線電力又は運用許容 通信事項又は無線設備の設置場所 通信事項又は無線設備の設置場所		B 電波の規整その他公益上必要がある 混信の除去その他特に必要がある 電波の規整その他公益上必要がある 混信の除去その他特に必要がある				

A-5	-5 次の記述は、アマチュア無線局の受信設備の条件について述べたものである。電波法(第29条)及び無線設備規則(第24条及び第25条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。								
	 ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の A に支障を与えるものであってはならない。 ② ①に規定する副次的に発する電波が他の A に支障を与えない限度は、受信空中線と B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。 ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次に適合するものでなければならない。 (1) 内部雑音が小さいこと。 (2) 感度が十分であること。 (3) 選択度が適正であること。 (4) C が十分であること。 								
	A 1 重要無線通信を行う無線局の運用 2 重要無線通信を行う無線局の運用 3 無線設備の機能 4 無線設備の機能	B 電気的常数 利得及び能率 電気的常数 利得及び能率	C 安定度 了解度 了解度 安定度						
	次の記述は、電波の強度に対する安全施設 入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1			流行規則(第21条の	か3)の規定に照らし、] 内に			
	① 無線設備には、当該無線設備から発射さの強度の値の表)に定める値を超える場所することができないように、施設をしない(1) B 以下の無線局の無線設備(2) 移動する無線局の無線設備(3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災無線局の無線設備(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法	所 (人が通常、集合 ければならない。 が 後、暴動その他非常 この規定を適用す	合し、通行し、その とだし、次に掲げる 常の事態が発生し、 けることが不合理で)他出入りする場所に「無線局の無線設備にて 大は発生するおそれが あるものとして総務大	限る。) に取扱者のほか容易にたいては、この限りではない。 ぶある場合において、臨時に開	出入り			
	A 1 電界強度及び磁界強度 2 電界強度及び磁界強度 3 電界強度、磁界強度及び電力東密度 4 電界強度、磁界強度及び電力東密度	平均電力が2 規格電力が5	5 0 ミリワット 2 0 ミリワット 5 0 ミリワット 2 0 ミリワット						
	A-7 次の表は、上欄に電波の型式を、下欄にその電波の型式を使用するアマチュア局(散乱波によって通信を行うものを除く。)の発射電波の占有周波数帯幅の許容値を示すものである。無線設備規則(第6条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい数値の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。								
	電波の型式 A1A	A 3 E	ЈЗЕ	F1B、F1D	F2A、F2B、F2D				
	占有周波数帯幅の 許容値 A kHz	6 k H z	В кНг	C kHz	3 k H z				
	A B C 1 0.5 3 2 2 0.5 2 3 3 0.25 3 3 4 0.25 2 2								

A-8		次の記述は、空中線の指向物で でき正しい字句の組合せを「			べたものである。無線設備規則(第22条)の規定に照らし、 内に入れ 一つ選べ。
	()	空中線の指向特性は、次に打 1) 主輻射方向及び副輻射 2) A の主輻射の角別 3) 空中線を設置する位置 4) C よりの輻射	け方向 度の幅		波の伝わる方向を B もの
	1	A B 水平面 乱す	C 給電線		
		水平面 妨げる	接地線		
		垂直面乱す垂直面妨げる	接地線 給電線		
	_	三年四 ////			
A-9					守について述べたものである。電波法(第53条、第54条及び第110条)のでを下の1から4までのうちから一つ選べ。
	1	無線局を運用する場合に	おいては、 A 、	、呼出符号	号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならな
		、ただし、遭難通信につい 無線局を運用する場合には		=	こ定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限
	Ŋ)でない。			こん・グ・3 C C・グによりないないない。 たたし、 追索に思って ジャーマース・ C・グルス・
		1) 免許状に記載された [2) 通信を行うため必要最			
	3	Cの規定に違反して	無線局を運用したる	皆は、1年	以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
		A	В	С	
	1 2	無線設備の設置場所 無線設備の設置場所	ものの範囲内 ところによるもの	_	又は②の(1) 又は②の(2)
	3	無線設備の工事設計	ものの範囲内		マは2の(2)
	4	無線設備の工事設計	ところによるもの		又は②の(1)
A-1					について述べたものである。無線局運用規則(第39条)の規定に照らし、 から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が
	(を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の A によ確かめた後、次の(1)から(3)までの符号を順次送信しなければならない。
	,	3) 自局の呼出符号	B hの無約目から信息	のき生まないと	よい場合に限り、「VVV」の連続及び自局の呼出符号1回を送信しなければなら
					出符号の送信は、 C を超えてはならない。
		①及び②の試験又は調整で びならない。	中は、しばしばその	電波の周辺	皮数により聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなけ
	4			業務の無	線局にあっては、必要があるときは、 C を超えて「VVV」の連続及び自
		A		В	С
		周波数		1回	10秒間
	2	周波数 周波数及びその他必要と記		3回1回	20秒間 20秒間
		周波数及びその他必要と記		3回	1 0 秒間

			る。無線局運用規則(第 ミでのうちから一つ選べ		第261条)の	規定に照らし、	内に入れるべ	き最も適切な字句の組
	② ③	相手局の呼出符号 DE 自局の呼出符号 K	A 1回 B 1回					
	2 3	A それぞれ3回以下 それぞれ3回以下 それぞれ2回以下 それぞれ2回以下	7 1回 3回以下					
A-1		大の記述は、自局の 定に照らし、)呼出しが他の通信に混] 内に入れるべき正しい					用規則(第22条)の
	① ②)呼出しが他の既に行わ 乗線局は、その通知をす		信を与える旨の〕 を示すものとす		は、直ちに A	しなければならない。
	2 3	A その呼出しを中止 その呼出しを中止 その空中線電力を その空中線電力を	上分で表す概上低下受けている	混信の度合い 略の待つべき時間 混信の度合い 略の待つべき時間				
A-1	_		学事者の免許を与えない ご句の組合せを下の1か	=				定に照らし、 内 内が入るものとする。
	(電波法第9章 経過しない者 電波法第79章 したときのこと れ、取消しの目 	ヽずれかに該当する者に (罰則)の罪を犯し A 条 (無線従事者の免許の をいう。) 又は第2号 (を から B を経過しな があって無線従事者たる	. に処せられ、そ)取消し等) 第1項 下正な手段により免 ない者	の執行を終わり 第1号 (電波法表	、又はその執行を受 苦しくは電波法に基	さけることがなくな もづく命令又はこれ	 らに基づく処分に違反
	1 2 3 4	A 懲役又は禁こ 懲役又は禁こ 罰金以上の刑 罰金以上の刑	1年 著しく	心身に 心身に				
A-1			D場合の無線通信につい いら 4 までのうちから一				· ———	
	卣	か数助、 A		Bのために必	必要な通信を	C に行わせるこ	とができる。	
	2 3	A 財貨の保全 財貨の保全 災害の救援 災害の救援	B 電力の供給の確保 秩序の維持 電力の供給の確保 秩序の維持	C 無線局 電気通信事業者 電気通信事業者				

A-11 次の記述は、アマチュア局がモールス無線通信により 2以上の特定の無線局を一括して呼び出そうとするとき、順次送信すべき事項につ

	1 その措置の内容を免許状の余白に記載しておかなければならない。2 その措置の内容を無線局事項書の写しに記載し、総合通信局長に届け出なければならない。3 遅滞なく、措置した旨を総合通信局長に報告し、再度の検査を受けなければならない。4 その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。									
A-16	3 ど し、					述べたものである。無線従事者規則(第50条及び第51条)の規定に照らいら4までのうちから一つ選べ。				
	① 無線従事者は、免許証を A に免許証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣 又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。 (1) 免許証(免許証を失った場合を除く。)									
	(2) 写真 B (3) 氏名の変更の事実を証する書類(氏名に変更を生じた場合に、免許証の訂正に代えて再交付を受ける場合に限る。) ② 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から C にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。 ③ 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。									
		Α		В	С					
		破り、又は失ったが		1枚	1箇月以内					
		破り、又は失ったが		2枚	10日以内 10日以内					
		汚し、破り、又は気汚し、破り、又は気		1枚 2枚	1箇月以内					
A-17	まで 1 2	次に掲げる周波数帯の でのうちから一つ選べ 18,018kHzを 18,068kHzを 18,168kHzを 18,268kHzを	~18,068k ~18,168k ~18,268k	H z H z H z	条)の周波数	数分配表においてアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の 1 から 4				
A—18		欠の記述は、無線局が へれるべき最も適切が				て述べたものである。無線通信規則(第15条)の規定に照らし、 内ちから一つ選べ。				
	2 3 4	全 (((((((((((((((((((満足に行うため必 こ、送信局の位置 こ、不要な方向へ	公要な最小限 置及び業務の	の電力で輻射 性質上可能な	別表示のない信号の伝送を禁止する(第19条(局の識別)に定める場合を 射する。 な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。 からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 C をできる限り利用し				
		A	В			С				
	1	不要な伝送	暗語又は略語は	こよる伝送		送受信設備の電気的特性				
	2	不要な伝送	虚偽の又は紛ら		の伝送	指向性のアンテナの利点				
	3 4	長時間の伝送 長時間の伝送	暗語又は略語に虚偽の又は紛ら		との伝送	指向性のアンテナの利点 送受信設備の電気的特性				
	4	X+ΔlH] _Λ \/ Δ ∇	MEMO√ノ人(4所)で	フタノ レV 竹戸 ち	1 V) [A] C	公文口的Minon				

A-15 アマチュア局の免許人は、無線局の検査の結果について総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)から指示を受け相当

ら一つ選べ。

な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則(第39条)の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちか

A-1				の定義について述っ までのうちから一つ		。無線通信規則	(第1条) の規	定に照らし、	内に入れるべ
			務」とは、 ための無線通信	A のため、公表 業務をいう。	きされた高い精	腹の B 周	波数、報時信	号又はこれらのヌ	双方の発射を行う
	A1一般的2一般的3周波数4周波数	受信 の較正	特定 特性 科	析、産業 学、技術 学、技術 析、産業					
A-2				品相互間の無線通信 の 1 から 4 までのう			通信規則(第:	2 5条) の規定に則	照らし、 内
	A ② アマチ:	されたもの <u>で</u>	ごあってはなら B に限って	O伝送は、地上コマない。 て、 C の伝送を					
	 意味を G送能 	隠すために暗 隠すために暗 率を高めるた 率を高めるた	号化 めに高速化	B 緊急時及び災害 通信回線のふく 緊急時及び災害 通信回線のふく	 	C 第三者のために国 アマチュア局以外・ アマチュア局以外・ 第三者のために国	の局との国際。 の局との国際。		
B-1				いて述べたもので <i>あ</i> れぞれ一つ選べ。	うる。電波法(第18条)の規定	に照らし、	一 内に入れる・	べき最も適切な字
	受け、当該 める場合(② ①の検う 事業者(注 ては、その 注1 電	該変更又はI は、この限り 査は、①の検 住2)が総務 の オ を 波法第24の:	事の結果が でない。 き査を受けよう 省令で定める。 省略すること 2(点検事業者の	の規定により ア イ に適合してい とする者が、当該格 ころにより行った ができる。 登録) 第1項の登録を記 業者の登録等) 第1項の	いると認められ 全を受けよう 当該登録に係っ 受けた者をいう。	た後でなければ、 とする無線設備に る エ の結果	ウ してに ついて登録点	はならない。 ただ))) (注1)	し、総務省令で定 又は登録外国点検
	6 当該無統	線局の無線設	が備を運用	3 点検 7 全部 は無線設備の設置場	8 無線設備			3章(無線設備)(る無線設備を運用	に定める技術基準

B-2 次の表のアから才までの欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示とその内容を示すものである。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、その記号と内容が適合するものを1、これが適合しないものを2として解答せよ。

区分	電波の型式		電波の型式の内容	
番号	の記号	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	F 1 B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって	電信であって自動受信を目
•		7 1505019 1 17 115059 15019 1	変調のための副搬送波を使用しないもの	的とするもの
1	C3F	 振幅変調で残留側波帯	 アナログ信号である単一チャネルのもの	テレビジョン(映像に限
	001	派田交响 7人田 原形人们	7 7 6 7 16 7 (3) 3 4 7 (1) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	る。)
Ď	G 7 D	 角度変調で位相変調	 デジタル信号である2以上のチャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は
	GID	户/文文的 C 1五/日文的	/ V / / F / C C C C C C C C C	遠隔指令
エ	A 2 A	 振幅変調で両側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであって	電信であって聴覚受信を目
1	AZA	1次中国文明 八門則汉市	変調のための副搬送波を使用しないもの	的とするもの
オ	НЗЕ	振幅変調で低減搬送波 による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話(音響の放送を含む。)

イ ウ ュ			っれていますか。	の位置は、何ですか。		
チ	ュア局及び人工領		シ)及び電波法施行規則(第3 ア局の無線設備を遠隔操作する で2として解答せよ。			
イ ウ ュ	免許状 無線検査簿 アマチュア局 <i>0</i>	いに基づく命令の集録 D局名録 連合憲章に規定する無線通	信規則			
T	の1から10まっ) 送信局は、その できない。ただし) 許可書を有する 許可された無線	でのうちからそれぞれ一つ の属する国の政府が適当な 、無線通信規則に定める る者は、 ウ に従い、 [通信以外の通信の傍受を禁	様式で、かつ、 ア 許可	書がなければ、個人又 更に許可書には、局。 種信を偶然に受信した:	【はいかなる団体におい が受信機を有する場合に 場合には、これを再生し	ても、
6	第三者 利害関係者 O 国際電気通信		3 無線設備を所有する 8 設置し、又は運用する 信連合条約の関連規定		と従って発給する 5)法令に従って発給し、	

B-3 次のアからオまでに掲げる無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが、無線局運用規則(第13条)の規定に照らし、対応

しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

意義

Q符号